金融派生商品	4,055	8,294	−6,767
その他投資	142,020	−66,195	122,260
外貨準備	3,695	−320	3,100
金融収支	44,594	43,079	26,627
誤差脱漏	5,735	−3,040	3,177

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。
②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公　告

諸　事　項

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者の登録を取り消したので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

１．商号　匠投資顧問株式会社
２．本店所在地　東京都千代田区紀尾井町１番11号
３．登録番号　関東財務局長（金商）第367号
４．登録年月日　平成19年９月30日
５．行政処分の年月日　令和８年５月29日
６．行政処分の内容
関東財務局長（金商）第367号の登録を取り消す。

令和８年６月17日

関東財務局長　後藤　健二

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和８年６月17日

中国地方整備局長　山本　大志

１　処分をした年月日　令和８年５月27日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　小松電機産業株式会社　小松　昭夫　島根県松江市乃木福富町735―188　国土交通大臣許可（般－３）第15195号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業、水道施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和８年５月26日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告